

# 国民年金だより

## 予約制による年金相談のご案内

仙台北年金事務所では、年金受給に関する相談・手続きの「予約」を受け付けています。事前予約がなくても相談や手続きができますが、来所される方の「待ち時間」の短縮・解消のほか、事前に相談内容等を確認させていただくことにより「相談時間」の短縮にも有効ですので、皆様の有効な時間活用のため、年金受給に関する相談・手続きで来所される方は、ぜひ「予約」をご利用ください。

### ◆予約申込方法

- 年金相談の予約は、相談希望日の約1カ月前から前々日まで、電話又は年金相談窓口で受け付けています。(前日及び当日は、予約できません。)
- 予約時には、『相談者及び配偶者氏名』、『基礎年金番号』、『電話番号』、『相談内容』等を確認させていただきます。

### ◆予約相談の時間

- 平日(月～金) 午前9時～11時  
午後1時～3時

※予約の状況により、希望日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるもの(運転免許証・パスポート・身障者手帳等の顔写真付のものは1点、被保険者証・年金手帳・預金通帳等の場合は2点)をご持参のうえ、予約時間までにお越しいただき総合案内窓口にお申し出ください。

- ※代理の方が相談に来られる場合は、委任状が必要となります。
- ※都合により来所できなくなった場合には、事前にご連絡をお願いします。



## 予約申込先 ☎224-0895

- ※電話の受付時間は午前8時30分から午後5時までです。(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)
- ※年金相談窓口でも予約申し込みが可能です。詳しくは仙台北年金事務所に問い合わせください。

■問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0897 / 住民生活課 ☎341-8512

大衡村

## バイオマスタウン構想の取り組み

### 「生ごみ分別収集モデル実証事業」

この事業は平成28年度からエリアを拡大し衡中東地区、ときわ台地区、衡中地区(定住促進住宅)の3行政区の皆様のご協力により実施しています。

ごみ減量化と再利用による資源循環型社会の形成を推進するため実証事業を継続して行っていますので、今後もより一層のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、現在は夏期間で週3回(月・水・金曜日)の収集となっていますが、10月より週2回(月・金曜日)の収集となります。



▲専用の水切りバケツにて保管



▲収集日の朝に生ごみを排出

■問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

消費者相談窓口から

### \* 転ばぬ先の消費者知識 \*

■問い合わせ先  
住民生活課  
☎341-8512

このコーナーでは、皆様に今起きている消費者問題について、お知らせしていきます。皆様も身近にある困りごとや納得できないことがあったらご相談ください。電話でも対応しています。

### ☆詐欺のような“サクラサイト商法”に注意しましょう

「サクラサイト」とは、悪意のあるサイト業者に雇われた「サクラ」が異性や芸能関係者、占い師、社長、弁護士などのキャラクターになりすましてサイトに誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させ、そのたびに支払いを続けさせるサイトのことです。このようなサクラサイトを用いて、利用者に多額の金銭を使わせる商法をサクラサイト商法と呼んでいます。

#### 事例

携帯電話で在宅ワークを探していたら、「メールを交換するお仕事」を見つけ登録料を払ってサイトに登録した。相手が見つかったと言われ直接やり取りするのに〇〇円支払った。さらに「文字化けを解消するため」〇〇円払った。それでも相手とメール交換が出来ない。さらにお金を請求された。「やめたい」というと、「相手も同じように支払っている」といわれ、相手に迷惑がかかると思いなかなかやめられず、次々にお金を支払ってしまった。仕事をしなくて探していたのに、結果お金を失ってしまった。

これは副業サクラサイトの典型的な手口です。内職やアルバイトを紹介するという口実でサイトに誘導し、やり取りのためと称して次々とお金を請求してきます。

お金をもらうはずなのに先にお金を払うことになったらまず詐欺を疑ってください。メールの相手はサクラの可能性が高く、だまされて支払ったお金は戻ってきません。

この他にサクラサイトには「占い」「出会い系」「ゲームサイト」などがあります。

「男性の話し相手になると報酬がもらえる」とうたい、サクラサイトに登録させる手口もあります。課金を勧められるなど不審な点を感じたら、関係を絶ちましょう。もし、支払ってしまった場合はメールのやり取りや支払いの記録などを保存しましょう。

少しでもおかしいなと思ったら、お気軽に消費生活相談窓口にご相談してください。